地域包括支援センター事業評価について

1. 国・市の評価について

(1)国の評価指標

地域包括支援センターの活動について、センター自身及び市町村が 評価を行うことが法律上義務付けられた(平成29年)。国におい て全国で統一して用いる評価指標が策定された。

平成30年度は6月に実施。

(2) 市独自の評価

地域包括支援センターが実施している事業内容を見直し、業務の標準化などを行うこと、及び事業の質の向上を図り、市民サービスの向上を図ることを目的に市独自の事業評価を例年12月に実施。 各センターで事業の振り返りを行い、自己評価を行い次年度に生かしていく。

2. 今年度の評価の実施について

今年度は、国の評価指標と市独自の評価の実施を行い、一元化や効率 化することを視野に入れ、検討を重ねていくこととする。

○現在までの経過

- ・平成31年4月25日付で埼玉県から国基準による評価実施の依頼通知。評価の内容は一部の改正はあるが、昨年度とほぼ同じであった。
- 各センター宛てにセンター職員内で協議し評価を実施の上、市に国基 準評価シートを提出するよう依頼。
- ・ 令和元年5月21日、センター長会議にて評価の確認作業を実施 (留意事項)
 - 評価はセンターの優越をつけるものではなくコミュニケーションツールである ことを意識して、センターと市で意思疎通を図った。

項目の判断基準について「なぜできていると判断したのか」「なぜできてい

ないと判断したのか」等原因等の意見交換を行った。

- 各センターの評価にばらつきが生じないよう、評価内容の確認・調整等を行った。
- ・ 令和元年5月29日、埼玉県に評価指標提出。

〇今後

- ・国の評価指標は、令和元年10月頃、結果通知。
- •市独自の評価は、今年度の自己評価を行うことを目的に12月に実施。
- 令和2年2月、地域包括支援センター等運営協議会等へ評価結果報告。

3. 今年度の評価のスケジュールについて

- ○事業評価年間スケジュール(案)参照
- ○センター長会議、担当者会議、運営法人・センター長でのヒアリング などセンターと市が話し合う機会を活用していく。

4. 今後について

- ・市の独自の評価を実施しているが、実施時期を踏まえ、引き続き、国の評価、市独自の評価を整理し、地域包括支援センターの活動の評価指標スケジュールと実施体制を整えていく。
- ・評価指標は、地域包括支援センターのPDCAサイクルを回すための 1ツールであることから、継続的な視点を持って、どのように活用し ていくかを考えていくこととする。